

公立大学法人山梨県立大学予算規程

(平成22年4月1日制定 法人5103号)

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学財務及び会計に関する規則(平成22年規則第 号。以下「会計規則」という。)第11条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学における予算の編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手続その他必要な事項については、法令及び諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「年度計画予算」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27条第1項に規定する年度計画を達成するために措置される予算をいう。

(予算編成方針)

第3条 理事長は、年度計画予算の編成に当たっては、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針(以下「予算編成方針」という。)案を作成する。

2 理事長は、作成した予算編成方針案について、経営審議会による審議の後、役員会の議を経て、予算編成方針を決定する。

3 理事長は、予算編成方針を決定したときは、会計規則第9条第1項に規程する予算責任者に通知する。

(予算案の作成)

第4条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、年度計画の実施に必要な予算案を作成し、理事長に提出しなければならない。

(予算の編成)

第5条 理事長は、前条の規定により提出された予算案を調整し、会計規則第7条第2項の規定に基づき、年度計画予算を決定する。

2 理事長は、年度計画予算を決定したときは、年度計画予算配分通知書により予算責任者に通知する。

(収入予算の確保)

第6条 予算責任者は、年度計画予算に基づき、収入予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第7条 予算責任者は、年度計画予算に基づき、支出予算を執行しなければならない。この場合において、年度計画予算を超えて執行してはならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第8条 理事長は、必要があると認めるときは、予算責任者に対して、予算執行に関し資料の提出を求め、又は指示することができる。

(予算の補正)

第9条 理事長は、会計規則第8条の規定に基づき、年度計画予算を補正することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない理由により、事前に前項の手続を経ることが困難な場合は、編成後速やかに前項の手続をとり、補正予算の追認を得るものとする。

3 理事長は、補正予算を決定したときは、追加配分通知書により予算責任者に通知しなければならない。

(予算の流用)

第10条 理事長は、年度計画予算の範囲内で、予算を変更して執行する必要があると認めるときは、他の予算科目から流用して執行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金、目的積立金、寄附金、受託研究費及び受託事業費等を財源とする予算については他の予算を流用し、又は他の予算に流用することはできない。

3 理事長は、第1項の決定を行ったときは、経営審議会においてこれを報告しなければならない。

(予算の繰越し)

第11条 予算責任者は、年度計画予算のうち、翌年度に繰越しをする必要があると認められるものがあるときは、繰越し予定予算見積書を作成し、2月末日までに理事長に提出しなければならない。

- い。
- 2 理事長は、予算の繰越しの手続を承認したときは、その旨を予算責任者に通知しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の承認を行ったときは、次の経営審議会においてこれを報告しなければならない。
- (委任)
- 第12条 この規程に定めるもののほか、予算に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。